

下関市まちなか引越しサポート補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まちなかにふさわしい活力ある快適な暮らしの実現に向けて、生活サービスやコミュニティの持続的な確保に必要な人口密度を維持することを目的として、まちなかへの居住を推進するため、居住誘導区域外から居住誘導区域内へ転居する際に要する費用を助成する、まちなか引越しサポート補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市内 下関市内をいう。
- (2) 居住誘導区域 都市再生特別措置法第81条第1項の規定により市が作成する下関市立地適正化計画に定める都市の居住者の居住を誘導すべき区域をいう。
- (3) 住宅 建築物その他の工作物で居住の用に供するもの（店舗その他の用途を兼ねるもの（店舗その他の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）をいう。
- (4) 民間賃貸住宅 建物の所有者と居住者との間で賃貸借契約が締結された自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、公営住宅又は事業主等から貸与された住宅を除く。
- (5) 下関市税 下関市税条例（平成17年条例第88号）第3条に規定する市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税及び都市計画税をいう。
- (6) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。次号において「法」という。）第2条第1項に規定する耐震診断で、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。次号において「基本方針」という。）に沿って行うものをいう。
- (7) 耐震改修 法第2条第2項に規定する耐震改修で、基本方針に沿って行うものをいう。
- (8) 学生等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、高等学校及び専修学校の学生及び生

徒並びにこれらに準ずる者をいう。

- (9) 土砂災害特別警戒区域等 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域で下関市内の区域及び同法第4条第1項に規定する基礎調査を完了し、土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域をいう。
- (10) 初期費用等 入居にあたって支払った敷金、礼金、前家賃及び日割り家賃、仲介手数料並びに保険料をいう。

（補助対象者等）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者（同一の世帯において当該要件の全てを満たす者が2人以上あるときは、そのうちの1人に限る。）とする。

- (1) 自己及び自己と同一の世帯に属する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 下関市税を滞納していないこと。
- (3) 第6条の規定による申請をする日において、1年以上継続して市内の居住誘導区域外に生活の本拠として住所を有する者であること。
- (4) 次条第1項第2号の住宅家賃等助成事業に係る補助金の交付を受けようとする者にあつては、第6条の規定による申請をする日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助を受けている世帯に属していないこと。
- (5) その他市長が補助対象者として不適当と認めた者でないこと。

（補助対象事業等）

第4条 補助金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 住宅取得支援事業
(2) 住宅家賃等助成事業

2 補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表のとおりとする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額及びその上限額は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第6条 住宅取得支援事業について補助金の交付を受けようとする者は、金融機関等との金銭消費貸借契約（金融機関等から、土地の取得を含む住宅の建築等（居住用の住宅の建築又は購入をいう。以下同じ。）のために借入する場合

に限る。)及び住宅の建築等に係る契約を締結する前に、下関市まちなか引越しサポート補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 戸籍の附票や住民票の写し等、補助対象者が第3条第3号に規定する要件を満たすことが確認できる書類
- (2) 見積書、住宅の配置図、各階平面図、2面以上の立面図等住宅の建築等に係る費用及び規模が確認できる書類
- (3) 住宅の引渡しの予定時期を示した書類(住宅を建築する場合に限る。)、検査済証の写し等住宅の完成時期が確認できる書類(住宅を購入する場合に限る。)
- (4) 耐震診断の結果、倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断された住宅であることを証する書類(昭和56年5月31日以前に着工された中古住宅を購入する場合に限る。)
- (5) 下関市税の滞納がないことを証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 住宅家賃等助成事業について補助金の交付を受けようとする者は、補助金に係る賃貸借契約を締結する前に、下関市まちなか引越しサポート補助金交付申請書(様式第1号の2)に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 戸籍の附票や住民票の写し等、補助対象者が第3条第3号に規定する要件を満たすことが確認できる書類(賃貸借契約を締結する者(借主)と入居する者が異なる場合は、入居する者が同号に規定する要件を満たすことが確認できる書類)
- (2) 賃貸借契約を締結する者(借主)と入居する者の続柄が確認できる資料(賃貸借契約を締結する者(借主)と入居する者が異なる場合に限る。)
- (3) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書(案)の写し等、初期費用等の内容が確認できる資料
- (4) 下関市税の滞納がないことを証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の決定)

第7条 市長は、前条各項の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交

付の決定に条件を付することができる。

(決定の通知)

第9条 市長は、第7条の規定により補助金の交付を決定した場合は、その決定の内容及びこれに条件を付したときにはその条件を下関市まちなか引越しサポート補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該補助金の交付の申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、第7条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を下関市まちなか引越しサポート補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(交付の制限)

第10条 同一の補助対象者に対する補助金の交付の回数は、1回を限度とする。

(補助対象事業の実施)

第11条 第9条第1項の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、適切に補助対象事業を実施しなければならない。

(申請の取下げ)

第12条 補助事業者は、第9条第1項の規定による通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、下関市まちなか引越しサポート補助金事業中止・廃止届(様式第4号)により当該補助対象事業に係る補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助対象事業の変更に係る承認の申請等)

第13条 補助事業者は、第6条各項の規定による申請の内容に変更があった場合は、下関市まちなか引越しサポート補助金変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申請においては、当該申請に対応する第6条各項の規定を準用する。この場合において、同項各号に掲げる書類の添付は、当該変更に係る書類に限るものとする。

3 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の実施の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

4 市長は、第1項の規定による申請又は前項の書類の提出を受けた場合には、

補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 5 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更した場合は、下関市まちなか引越しサポート補助金変更等決定通知書（様式第6号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（完了報告）

第14条 住宅取得支援事業に係る補助対象者は、金銭消費貸借契約又は住宅の売買契約を締結した日（補助対象事業と同時に耐震改修を実施した場合は、当該耐震改修が完了した日）から起算して30日を経過した日又は当該会計年度末日のいずれか早い日までに、下関市まちなか引越しサポート補助金完了報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 金銭消費貸借契約証書の写し等、金融機関等から土地の取得を含む住宅の建築等のために借入したことが分かるもの（当該用途以外の用途の資金がある場合は、その内訳が分かるもの）（金融機関等から土地の取得を含む住宅の建築等のために借入する場合に限る。）
- (2) 住宅の売買契約の写し及び手付金を支払ったことを証明する書類（金銭消費貸借契約を締結しない場合に限る。）
- (3) 耐震性があることが確認できる書類の写し（補助対象事業と同時に耐震改修を実施した場合に限る。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 住宅家賃等助成事業に係る補助対象者は、補助金に係る賃貸借契約を締結した日から起算して30日を経過した日又は当該会計年度末日のいずれか早い日までに、下関市まちなか引越しサポート補助金完了報告書に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (2) 初期費用等を支払ったことを証する書類（賃料支払証明書等）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金等の額の確定）

第15条 市長は、前条各項の規定による報告を受けた場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、下関市まちなか引越しサポート補助金交付確定通知書（様式第8号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第16条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金

の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

2 第14条各項の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

(補助金の交付請求)

第17条 第15条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、下関市まちなか引越しサポート補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第18条 市長は、前条の規定による請求を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、当該請求を受理した日から30日以内に当該請求のあった額を当該補助事業者に交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第19条 補助事業者は、補助対象事業の施行及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第20条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) この要綱に違反したとき。
- (5) 不適当な方法で補助対象事業が実施されているとき。
- (6) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずる。

3 前2項の規定は、第15条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

4 市長は、第1項の規定による取消しにあつては下関市まちなか引越しサポート補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により、第2項の規定による命令にあつては下関市まちなか引越しサポート補助金返還命令書(様式第11号)により行うものとする。

(財産の処分の制限)

第21条 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産について、良好な管理をしなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 補助金の交付を受けた補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付したとき。

(2) 補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年を経過したとき。

(質問等)

第22条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の実施に関し必要な指示をし、第19条の帳簿その他関係書類を検査することができる。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月19日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和8年度以前の予算に係る補助金の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第4条、第5条関係）

補助金の種類	補助対象事業	補助金の額	補助金の上限額
住宅取得支援事業	<p>居住誘導区域内に自ら居住するための住宅を建築し、又は購入する事業。ただし、昭和56年5月31日以前に着工された中古住宅を購入する場合には、当該中古住宅が次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 耐震診断の結果、倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断されたものであること。</p> <p>(2) 第14条第1項の規定による完了報告の時までに耐震改修が実施済みとなるものであること。</p>	補助対象事業に要した経費の実支出額から当該実支出額に係る消費税及び地方消費税相当額を控除して得た額に、2分の1を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数が生じるときは、その額を切り捨てた額）	50万円（転居する前の住所が第6条第1項の規定による申請をする日において土砂災害特別警戒区域等に指定されている場合は、100万円）
住宅家賃等助成事業	居住誘導区域内の民間賃貸住宅を自己の居住用として契約し、入居し、及び住所を有する事業。ただし、学生等が入居する場合には、3親等以内の親族の名義で契約して入居する場合を含むものとする。	初期費用等と同額	5万円（転居する前の住所が第6条第2項の規定による申請をする日において土砂災害特別警戒区域等に指定されている場合は、10万円）